

小 委 員 会 提 示 事 項

項 目		内 容	実 施 時 期
業 務 職 給 料 表		○ 別紙1のとおり	勧告給料表 の実施時期
給 料 の 調 整 額		○ 別紙2のとおり	勧告給料表 の実施時期
諸 手 当	初 任 給 調 整 手 当	○ 初任給調整手当の改定 別紙3のとおり	勧告給料表 の実施時期
		○ 初任給調整手当の見直し 別紙4のとおり	R7. 4. 1
	扶 養 手 当	○ 別紙5のとおり	R7. 4. 1
	地 域 手 当、特 地 及 び へ き 地 手 当	○ 別紙6のとおり	R7. 4. 1
	通 勤 手 当	○ 別紙7のとおり	R7. 4. 1
	単 身 赴 任 手 当	○ 別紙8のとおり	R7. 4. 1
	在 宅 勤 務 等 手 当	○ 別紙9のとおり	R7. 4. 1
	宿 日 直 手 当	○ 宿日直手当の改定 別紙10のとおり	勧告給料表の実施 時期以後に始まる 宿日直勤務から
		○ 宿日直手当の見直し 別紙11のとおり	R7. 4. 1以後に始まる 宿日直勤務から
超 過 勤 務 の 免 除 に 係 る 制 度		○ 別紙12のとおり	R7. 4. 1
フ レ ッ ク ス タ イ ム 制		○ 別紙13のとおり	R7. 4. 1
子 ど も の 看 護 休 暇		○ 別紙14のとおり	R7. 4. 1
子 育 て 部 分 休 暇		○ 別紙15のとおり	R7. 4. 1
夏 季 休 暇		○ 別紙16のとおり	R7. 4. 1
会 計 年 度 任 用 職 員 制 度		○ 報酬額の改定時期に係る取扱いの見直し 別紙17のとおり	R6. 12. 1以降に常勤 職員の給与の改定が 実施された場合
		○ 超過勤務の免除に係る制度の見直し 別紙18のとおり	R7. 4. 1
		○ 子どもの看護休暇の見直し 別紙19のとおり	R7. 4. 1
		○ 子育て部分休暇の導入 別紙20のとおり	R7. 4. 1

業務職給料表（案）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	175,700	245,000	276,300	307,200
	2	176,200	246,500	277,900	309,300
	3	176,700	248,000	279,600	311,400
	4	177,200	249,500	281,300	313,400
	5	177,700	250,900	283,000	315,500
	6	178,200	252,200	284,700	317,600
	7	178,700	253,400	286,400	319,700
	8	179,300	254,600	288,100	321,800
	9	179,900	255,800	289,800	323,800
	10	180,400	257,000	291,500	325,800
	11	181,100	258,300	293,300	327,700
	12	181,700	259,600	295,000	329,700
	13	182,300	260,900	296,700	331,600
	14	183,000	262,200	298,400	333,600
	15	183,800	263,500	300,100	335,500
	16	184,600	264,900	301,700	337,400
	17	185,400	266,200	303,300	339,300
	18	186,500	267,500	304,900	341,200
	19	187,600	268,900	306,500	343,100
	20	188,800	270,300	308,200	345,000
	21	190,100	271,600	309,800	346,800
	22	191,400	273,000	311,400	348,700
	23	192,600	274,400	313,000	350,500
	24	193,900	275,800	314,600	352,300
	25	195,200	277,200	316,100	354,000
	26	196,600	278,600	317,600	355,700
	27	198,000	280,000	319,000	357,300
	28	199,500	281,400	320,400	358,900
	29	201,000	282,800	321,800	360,400
	30	202,500	284,200	323,200	361,600
	31	204,000	285,600	324,600	362,800
	32	205,500	286,900	326,000	364,000
	33	207,100	288,200	327,400	365,200
	34	208,600	289,500	328,800	366,300
	35	210,200	290,800	330,100	367,300
	36	211,800	292,100	331,400	368,400

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	213,400	293,300	332,600	369,400
	38	214,900	294,500	333,800	370,300
	39	216,500	295,700	334,900	371,200
	40	218,100	296,900	336,000	372,100
	41	219,600	298,100	337,100	372,900
	42	220,400	299,200	338,100	373,700
	43	221,200	300,300	339,000	374,500
	44	222,000	301,300	339,900	375,200
	45	222,700	302,300	340,800	375,800
	46	223,200	303,200	341,600	376,400
	47	223,700	304,100	342,400	377,000
	48	224,200	305,000	343,200	377,500
	49	224,600	305,900	344,000	377,900
	50	225,100	306,800	344,700	378,400
	51	225,600	307,600	345,400	378,800
	52	226,200	308,400	346,100	379,200
	53	226,800	309,200	346,800	379,600
	54	227,500	310,000	347,500	380,000
	55	228,200	310,800	348,100	380,400
	56	229,000	311,500	348,700	380,800
	57	229,900	312,200	349,200	381,100
	58	230,700	312,900	349,700	381,400
	59	231,500	313,600	350,200	381,800
	60	232,400	314,300	350,600	382,100
	61	233,400	315,000	351,000	382,400
	62	234,300	315,600	351,400	382,700
	63	235,200	316,200	351,800	383,100
	64	236,000	316,800	352,200	383,400
	65	236,900	317,400	352,600	383,700
	66	237,700	318,000	353,000	384,100
	67	238,600	318,500	353,400	384,400
	68	239,500	319,000	353,800	384,700
	69	240,400	319,500	354,100	385,000
	70	241,300	320,000	354,400	385,300
	71	242,200	320,500	354,700	385,600
	72	243,100	321,000	355,000	385,900

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	73	244,000	321,500	355,300	386,200
	74	244,900	322,000	355,600	386,500
	75	245,800	322,500	355,900	386,800
	76	246,700	322,900	356,200	387,100
	77	247,500	323,300	356,500	387,400
	78	248,300	323,700	356,800	387,700
	79	249,200	324,100	357,100	388,000
	80	250,100	324,400	357,400	388,300
	81	250,900	324,700	357,700	388,600
	82	251,800	325,100	358,000	388,900
	83	252,700	325,500	358,300	389,200
	84	253,500	325,800	358,600	389,500
	85	254,400	326,100	358,900	389,700
	86	255,300	326,400	359,200	390,000
	87	256,200	326,700	359,500	390,300
	88	257,000	327,000	359,800	390,600
	89	257,800	327,300	360,100	390,900
	90	258,700	327,600	360,400	391,200
	91	259,600	327,900	360,700	391,500
	92	260,500	328,200	361,000	391,800
	93	261,500	328,500	361,300	392,100
	94	262,500	328,800	361,600	392,400
	95	263,400	329,100	361,900	392,700
	96	264,300	329,300	362,200	393,000
	97	265,100	329,600	362,500	393,300
	98	265,900	329,900	362,800	393,600
	99	266,800	330,200	363,100	393,900
	100	267,600	330,500	363,400	394,200
	101	268,400	330,700	363,700	394,500
	102	269,300	331,000	364,000	394,800
	103	270,300	331,300	364,300	395,100
	104	271,300	331,600	364,600	395,400
	105	272,200	331,900	364,800	395,700
	106	273,100	332,200	365,100	396,000
	107	274,000	332,500	365,400	396,300
	108	274,900	332,700	365,700	396,600

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	109	275,800	333,000	366,000	396,900
	110	276,800	333,300	366,300	397,200
	111	277,700	333,600	366,600	397,500
	112	278,400	333,900	366,900	397,800
	113	279,200	334,200	367,200	398,100
	114	280,000	334,500	367,500	398,400
	115	280,700	334,800	367,800	398,700
	116	281,500	335,100	368,100	399,000
	117	282,200	335,400	368,400	399,300
	118	282,800	335,700	368,700	399,600
	119	283,300	336,000	369,000	399,900
	120	283,800	336,300	369,300	400,200
	121	284,200	336,600	369,600	400,500
	122	284,600	336,900	369,900	400,800
	123	285,000	337,200	370,200	401,100
	124	285,400	337,500	370,500	401,400
	125	285,700	337,800	370,800	401,700
	126	286,100	338,100	371,100	402,000
	127	286,400	338,400	371,400	402,300
	128	286,800	338,700	371,700	402,600
	129	287,100	339,000	372,000	402,900
	130	287,500	339,300	372,300	403,200
	131	287,900	339,600	372,600	403,500
	132	288,200	339,900	372,900	403,800
	133	288,500	340,200	373,200	404,100
	134	288,800	340,500	373,500	404,400
	135	289,100	340,800	373,800	404,700
	136	289,400	341,100	374,100	405,000
	137	289,700	341,400	374,400	405,300
	138	290,000	341,700	374,700	405,600
	139	290,300	342,000	375,000	405,900
	140	290,600	342,300	375,300	406,200
	141	290,900	342,600	375,600	406,500
	142	291,200	342,900	375,900	406,800
	143	291,500	343,200	376,200	407,100
	144	291,800	343,500	376,500	407,400

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	145	292, 100	343, 800	376, 800	407, 700
	146	292, 300	344, 100	377, 100	408, 000
	147	292, 600	344, 400	377, 400	408, 300
	148	292, 900	344, 700	377, 700	408, 600
	149	293, 200	345, 000	378, 000	408, 900
	150	293, 500	345, 300	378, 300	
	151	293, 800	345, 600	378, 600	
	152	294, 100	345, 900	378, 900	
	153	294, 400	346, 200	379, 200	
	154	294, 700	346, 500	379, 500	
	155	295, 000	346, 800	379, 800	
	156	295, 300	347, 100	380, 100	
	157	295, 600	347, 400	380, 400	
	158	295, 900	347, 700	380, 700	
	159	296, 200	348, 000	381, 000	
	160	296, 500	348, 300	381, 300	
	161	296, 800	348, 600	381, 600	
	162	297, 100	348, 900	381, 900	
	163	297, 400	349, 200	382, 200	
	164	297, 700	349, 500	382, 500	
	165	298, 000	349, 800	382, 800	
	166	298, 300	350, 100	383, 100	
	167	298, 600	350, 400	383, 400	
	168	298, 900	350, 700	383, 700	
	169	299, 200	351, 000	384, 000	
	170	299, 500	351, 300	384, 300	
	171	299, 800	351, 600	384, 600	
	172	300, 100	351, 900	384, 900	
	173	300, 400	352, 200	385, 200	
	174	300, 700	352, 500	385, 500	
	175	301, 000	352, 800	385, 800	
	176	301, 300	353, 100	386, 100	
	177	301, 600	353, 400	386, 400	
	178	301, 900	353, 700	386, 700	
	179	302, 200	354, 000	387, 000	
	180	302, 500	354, 300	387, 300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	181	302,800	354,600	387,600	
	182	303,100	354,900	387,900	
	183	303,400	355,200	388,200	
	184	303,700	355,500	388,500	
	185	304,000	355,800	388,800	
	186	304,300	356,100	389,100	
	187	304,600	356,400	389,400	
	188	304,900	356,700	389,700	
	189	305,200	357,000	390,000	
	190	305,500	357,300	390,300	
	191	305,800	357,600	390,600	
	192	306,100	357,900	390,900	
	193	306,400	358,200	391,200	
	194	306,700	358,500		
	195	307,000	358,800		
	196	307,300	359,100		
	197	307,600	359,400		
	198	307,900	359,700		
	199	308,200	360,000		
	200	308,500	360,300		
	201	308,800	360,600		
	202	309,100	360,900		
	203	309,400	361,200		
	204	309,700	361,500		
	205	310,000	361,800		
	206	310,300	362,100		
	207	310,600	362,400		
	208	310,900	362,700		
	209	311,200	363,000		
	210	311,500	363,300		
	211	311,800	363,600		
	212	312,100	363,900		
	213	312,400	364,200		
	214	312,700	364,500		
	215	313,000	364,800		
	216	313,300	365,100		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	217	313,600	365,400		
	218	313,900	365,700		
	219	314,200	366,000		
	220	314,500	366,300		
	221	314,800	366,600		
	222	315,100	366,900		
	223	315,400	367,200		
	224	315,700	367,500		
	225	316,000	367,800		
	226	316,300			
	227	316,600			
	228	316,900			
	229	317,200			
	230	317,500			
	231	317,800			
	232	318,100			
	233	318,400			
	234	318,700			
	235	319,000			
	236	319,300			
	237	319,600			
	238	319,900			
	239	320,200			
	240	320,500			
	241	320,800			
	242	321,100			
	243	321,400			
	244	321,700			
	245	322,000			
	246	322,300			
	247	322,600			
	248	322,900			
	249	323,200			
	250	323,500			
	251	323,800			
	252	324,100			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	253	324,400			
	254	324,700			
	255	325,000			
	256	325,300			
	257	325,600			
	258	325,900			
	259	326,200			
	260	326,500			
	261	326,800			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 211,500	円 226,000	円 246,500	円 278,400

【参考】業務職給料表作成方針(1)及び(2)ア～エに基づき作成した基準となる給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	176,600	210,400	235,800	266,600
	2	177,200	212,300	237,600	268,600
	3	177,800	214,200	239,500	270,700
	4	178,400	216,100	241,400	272,800
	5	179,100	218,100	243,200	274,900
	6	179,700	220,000	245,100	276,900
	7	180,300	221,900	247,000	279,000
	8	181,000	223,900	249,000	281,100
	9	181,700	225,900	251,000	283,200
	10	182,300	227,800	252,900	285,300
	11	183,000	229,800	254,800	287,500
	12	183,700	231,800	256,800	289,700
	13	184,400	233,800	258,800	291,900
	14	185,300	235,800	260,700	294,100
	15	186,200	237,900	262,600	296,300
	16	187,100	239,900	264,600	298,500
	17	188,000	242,000	266,500	300,700
	18	189,000	244,100	268,200	302,900
	19	190,100	246,200	269,900	305,100
	20	191,300	248,300	271,700	307,400
	21	192,600	250,300	273,400	309,700
	22	194,100	252,400	275,100	312,000
	23	195,700	254,400	276,800	314,300
	24	197,400	256,400	278,500	316,600
	25	199,100	258,400	280,300	318,900
	26	200,700	260,400	282,100	321,200
	27	202,400	262,400	283,900	323,500
	28	204,100	264,400	285,700	325,800
	29	205,800	266,300	287,500	328,200
	30	207,500	267,700	289,300	330,600
	31	209,200	269,100	291,100	332,900
	32	210,900	270,500	292,900	335,200
	33	212,500	271,900	294,800	337,500
	34	214,200	273,200	296,600	339,800
	35	215,900	274,600	298,400	342,100
	36	217,700	276,000	300,300	344,400

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	219,500	277,400	302,200	346,700
	38	221,400	278,800	304,000	348,900
	39	223,300	280,200	305,900	351,100
	40	225,100	281,600	307,800	353,300
	41	226,900	283,100	309,800	355,500
	42	227,900	284,500	311,800	357,700
	43	228,900	285,900	313,800	359,800
	44	230,000	287,300	315,800	361,900
	45	231,200	288,800	317,800	364,000
	46	232,400	290,300	319,700	366,200
	47	233,500	291,800	321,600	368,300
	48	234,600	293,200	323,500	370,400
	49	235,700	294,600	325,300	372,500
	50	236,700	296,100	327,200	374,600
	51	237,800	297,600	329,100	376,700
	52	238,900	299,100	331,000	378,700
	53	240,000	300,700	332,900	380,700
	54	241,100	302,300	334,700	382,500
	55	242,200	303,900	336,400	384,300
	56	243,300	305,500	338,300	386,100
	57	244,400	307,100	340,000	387,900
	58	245,500	308,700	341,700	389,300
	59	246,600	310,300	343,400	390,700
	60	247,700	311,800	345,000	392,100
	61	248,900	313,400	346,600	393,400
	62	250,000	314,900	348,200	394,600
	63	251,100	316,400	349,800	395,800
	64	252,200	317,900	351,400	397,000
	65	253,300	319,400	353,000	398,200
	66	254,300	320,700	354,600	399,300
	67	255,400	322,000	356,200	400,400
	68	256,500	323,300	357,700	401,500
	69	257,600	324,600	359,200	402,600
	70	258,600	325,800	360,600	403,600
	71	259,700	326,900	362,000	404,500
	72	260,800	328,100	363,300	405,400

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	73	261,900	329,300	364,500	406,300
	74	262,900	330,400	365,700	407,000
	75	264,000	331,500	366,700	407,800
	76	265,100	332,500	367,800	408,400
	77	266,200	333,600	368,800	409,000
	78	267,200	334,600	369,800	409,600
	79	268,300	335,600	370,800	410,200
	80	269,400	336,600	371,700	410,800
	81	270,400	337,600	372,600	411,300
	82	271,400	338,600	373,500	411,800
	83	272,400	339,500	374,400	412,300
	84	273,400	340,400	375,300	412,800
	85	274,500	341,300	376,100	413,300
	86	275,500	342,100	376,900	413,800
	87	276,600	342,900	377,700	414,300
	88	277,600	343,700	378,400	414,800
	89	278,700	344,400	379,100	415,300
	90	279,700	345,100	379,800	415,800
	91	280,700	345,800	380,400	416,300
	92	281,800	346,500	381,000	416,800
	93	282,900	347,100	381,600	417,300
	94	284,000	347,800	382,100	417,800
	95	285,100	348,500	382,600	418,300
	96	286,100	349,100	383,100	418,700
	97	287,100	349,700	383,600	419,100
	98	288,100	350,300	384,100	419,600
	99	289,200	350,900	384,600	420,000
	100	290,300	351,500	385,000	420,400
	101	291,300	352,100	385,500	420,800
	102	292,600	352,700	386,000	421,300
	103	293,900	353,200	386,400	421,700
	104	295,300	353,700	386,900	422,100
	105	296,600	354,100	387,300	422,500
	106	297,800	354,600	387,800	423,000
	107	299,000	355,100	388,300	423,400
	108	300,200	355,500	388,700	423,900

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	109	301,300	355,900	389,100	424,200
	110	302,400	356,400	389,600	424,600
	111	303,500	356,800	390,100	425,000
	112	304,600	357,300	390,500	425,400
	113	305,600	357,700	390,900	425,800
	114	306,600	358,100	391,400	426,200
	115	307,500	358,600	391,800	426,600
	116	308,400	359,000	392,200	427,000
	117	309,300	359,400	392,600	427,400
	118	310,000	359,900	393,100	
	119	310,700	360,400	393,500	
	120	311,300	360,800	393,900	
	121	311,900	361,200	394,300	
	122	312,500	361,700	394,800	
	123	313,100	362,200	395,200	
	124	313,600	362,600	395,600	
	125	314,100	363,000	396,000	
	126	314,600	363,500	396,500	
	127	315,100	364,000	396,900	
	128	315,600	364,400	397,300	
	129	316,100	364,800	397,700	
	130	316,600	365,300	398,200	
	131	317,100	365,700	398,600	
	132	317,600	366,100	399,000	
	133	318,000	366,500	399,400	
	134	318,500	366,900	399,800	
	135	319,000	367,300	400,200	
	136	319,500	367,700	400,600	
	137	319,800	368,100	401,000	
	138	320,300		401,500	
	139	320,800		401,900	
	140	321,200		402,300	
	141	321,600		402,700	
	142	322,100		403,200	
	143	322,500		403,600	
	144	322,900		404,000	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	145	323,300		404,400	
	146	323,800		404,800	
	147	324,200		405,200	
	148	324,600		405,600	
	149	325,000		406,000	
	150	325,500		406,500	
	151	326,000		406,900	
	152	326,400		407,300	
	153	326,700		407,700	
	154	327,100		408,200	
	155	327,500		408,600	
	156	327,900		409,000	
	157	328,300		409,400	
	158	328,700			
	159	329,100			
	160	329,500			
	161	329,900			
	162	330,300			
	163	330,700			
	164	331,100			
	165	331,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 211,500	円 226,000	円 246,500	円 278,400

給料の調整額の改定について（案）

1 現業調整額

区 分	現 行	改 定 案	改 定 額
七 八(1)	38,400 円	39,400 円	+1,000 円
八(2)	34,600 円	35,500 円	+ 900 円

2 直接処遇調整額

区 分	現 行	改 定 案	改 定 額
一	17,400 円	17,800 円	+ 400 円
二	21,700 円	22,200 円	+ 500 円
四	30,100 円	30,900 円	+ 800 円
六	38,200 円	39,200 円	+1,000 円

3 実施時期

勧告給料表の実施時期

別紙 3

初任給調整手当月額（案）

（円）

年数（未満）	第3条第1号の職員及び 第4条第1号の職員			第3条第2号の職員及び 第4条第2号の職員			第3条第3号の職員及び 第4条第3号の職員			第3条第4号の職員及び 第4条第4号の職員			第3条第6号の職員及び 第4条第6号の職員		
	現行	改定案	改定額	現行	改定案	改定額	現行	改定案	改定額	現行	改定案	改定額	現行	改定案	改定額
1	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
2	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
3	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
4	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
5	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
6	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
7	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
8	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
9	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
10	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
11	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
12	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
13	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
14	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
15	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
16	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
17	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
18	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
19	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
20	306,900	315,200	+8,300	268,500	275,700	+7,200	202,000	207,500	+5,500	175,100	179,800	+4,700	121,900	125,200	+3,300
21	298,300	306,400	+8,100	260,200	267,200	+7,000	193,800	199,000	+5,200	167,500	172,000	+4,500	115,400	118,500	+3,100
22	289,500	297,300	+7,800	252,100	258,900	+6,800	185,600	190,600	+5,000	159,900	164,200	+4,300	108,900	111,800	+2,900
23	280,700	288,300	+7,600	244,000	250,600	+6,600	177,400	182,200	+4,800	152,400	156,500	+4,100	102,400	105,200	+2,800
24	271,800	279,100	+7,300	235,900	242,300	+6,400	169,400	174,000	+4,600	144,900	148,800	+3,900	95,900	98,500	+2,600
25	262,900	270,000	+7,100	227,800	234,000	+6,200	161,400	165,800	+4,400	137,100	140,800	+3,700	89,400	91,800	+2,400
26	254,000	260,900	+6,900	219,700	225,600	+5,900	153,900	158,100	+4,200	130,200	133,700	+3,500	83,400	85,700	+2,300
27	245,200	251,800	+6,600	211,600	217,300	+5,700	146,500	150,500	+4,000	123,100	126,400	+3,300	77,400	79,500	+2,100
28	236,300	242,700	+6,400	203,500	209,000	+5,500	139,000	142,800	+3,800	116,300	119,400	+3,100	71,400	73,300	+1,900
29	227,400	233,500	+6,100	195,200	200,500	+5,300	131,500	135,100	+3,600	109,300	112,300	+3,000	65,600	67,400	+1,800
30	218,500	224,400	+5,900	186,900	191,900	+5,000	124,100	127,500	+3,400	102,400	105,200	+2,800	59,800	61,400	+1,600
31	211,100	216,800	+5,700	179,700	184,600	+4,900	117,400	120,600	+3,200	96,100	98,700	+2,600	54,500	56,000	+1,500
32	203,800	209,300	+5,500	172,600	177,300	+4,700	110,700	113,700	+3,000	89,900	92,300	+2,400	49,200	50,500	+1,300
33	196,500	201,800	+5,300	165,700	170,200	+4,500	104,000	106,800	+2,800	83,600	85,900	+2,300	43,900	45,100	+1,200
34	189,000	194,100	+5,100	158,800	163,100	+4,300	98,900	101,600	+2,700	78,800	80,900	+2,100	40,100	41,200	+1,100
35	181,500	186,400	+4,900	151,700	155,800	+4,100	93,900	96,400	+2,500	74,200	76,200	+2,000	36,400	37,400	+1,000
36	174,200	178,900	+4,700	144,800	148,700	+3,900	88,800	91,200	+2,400	69,600	71,500	+1,900	32,700	33,600	+900
37	166,900	171,400	+4,500	138,000	141,700	+3,700	83,600	85,900	+2,300	65,100	66,900	+1,800	29,100	29,900	+800
38	159,600	163,900	+4,300	131,200	134,700	+3,500	78,400	80,500	+2,100	60,700	62,300	+1,600	25,400	26,100	+700
39	152,300	156,400	+4,100	124,500	127,900	+3,400	73,300	75,300	+2,000	56,400	57,900	+1,500	21,700	22,300	+600
40	145,000	148,900	+3,900	118,000	121,200	+3,200	68,000	69,800	+1,800	52,000	53,400	+1,400	18,000	18,500	+500

初任給調整手当の見直しについて（案）

1 趣 旨

医師・歯科医師の確実な人材確保を図る観点から、初任給調整手当の適用区分及び支給期間について、見直しを行う。

2 改正内容

（１）初任給調整手当に関する規則別表第１（第６条関係）の適用区分

ア 公衆衛生医師については「第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員」の区分を適用する。

イ 職員共済組合シティ・ホール診療所、精神保健福祉センター、各総合精神保健福祉センター、北療育医療センター及び府中療育センターの医師・歯科医師並びにその他の医療機関で医療業務に従事する医師・歯科医師については「第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員」の区分を適用する。

（２）支給期間

大学卒業後４０年を超えた職員についても、特別の事情があると認められるものについては、実際に手当を支給される期間が４０年を超えない範囲内において、手当の支給を可能とする。

3 実施時期

令和７年４月１日

扶養手当の見直しについて（案）

1 趣 旨

人事委員会勧告に基づき、扶養手当の手当額について、見直しを行う。

2 改正内容

区 分	現 行	改 正 案	
		令和 7 年度	令和 8 年度 （ 本 則 ）
配偶者又はパートナー シップ関係の相手方	6,000 円	3,000 円	廃止
子	9,000 円	11,500 円	13,000 円

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の見直しについて（最終案）

1 趣 旨

地域手当について、国との制度的均衡を図りつつ、都の実情に沿って見直しを行う。

このことに伴い、特地勤務手当及びへき地手当（以下「特地勤務手当等」という。）の併給調整について見直しを行う。

2 改正内容

- （１）地域手当の支給割合を別紙「地域手当の支給割合」のとおり改正する。
- （２）地域手当の異動保障措置を定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に適用する。
- （３）地域手当の異動保障措置又は新規採用職員特例が適用される場合は、特
地勤務手当等の月額から地域手当の月額に以下の減額割合を乗じた額を減
ずる。

	令和 9 年度	令和 10 年度以降
減額割合	100 分の 43	100 分の 55

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

ただし、上記 2（２）の改正については、令和 7 年 4 月 1 日以降に異動する職員から適用する。

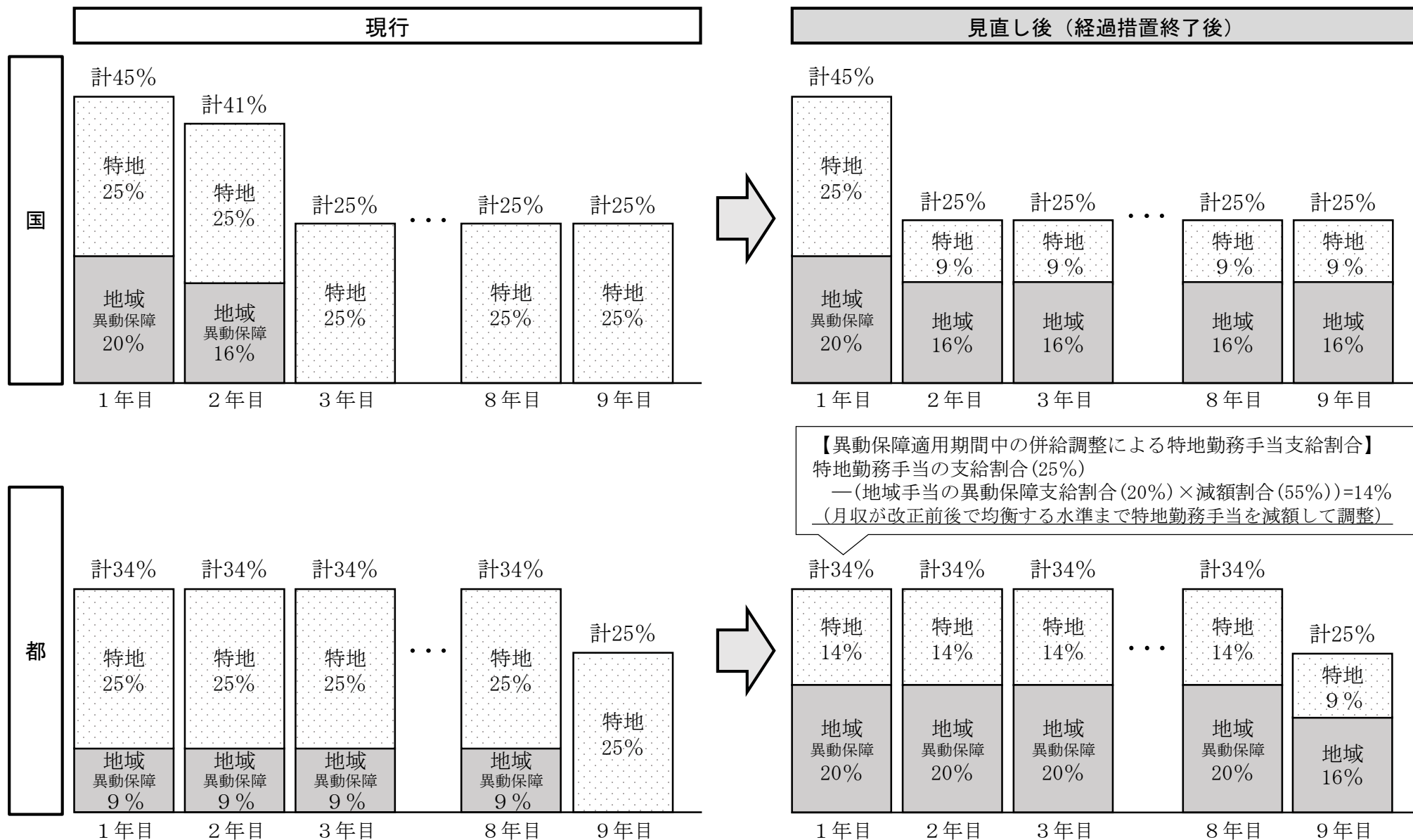
4 そ の 他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

地域手当の支給割合

項 目	区 分	現 行	改 正 案			
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度以降
公署の支給割合	区部・多摩公署	20%	現行のとおり			
	島しょ公署	<u>0%</u>	<u>4%</u>	<u>8%</u>	<u>12%</u>	<u>16%</u>
	都外公署	<u>12%</u>	現行のとおり			<u>16%</u>
異動保障措置の 支給割合	区部・多摩公署から 島しょ公署へ異動する職員	<u>9%</u>	現行のとおり		<u>16%</u>	<u>20%</u>
	区部・多摩公署から 都外公署へ異動する職員	20%	現行のとおり			
	都外公署から 島しょ公署へ異動する職員	<u>5.4%</u>	現行のとおり	<u>12%</u>	<u>廃止</u>	
新規採用職員特例の 支給割合	新規採用直後から 島しょ公署で勤務する職員	<u>9%</u>	現行のとおり		<u>16%</u>	<u>20%</u>
	新規採用直後から 都外公署で勤務する職員	20%	現行のとおり			

地域手当に係る国の勧告内容と都の見直し（最終案）のイメージ



※ 区部で勤務する職員が小笠原に所在する公署に異動する場合の支給割合

※ 併給調整は特地勤務手当（へき地手当）の月額から地域手当の月額に相当する額を減じる制度であるが、便宜上割合で表示

※ 地域手当は特別給（期末手当・勤勉手当）の算定基礎（特地勤務手当及びへき地手当は算定基礎の対象外）

通勤手当の見直しについて（案）

1 趣 旨

国との制度的均衡を図りつつ、都の実情を踏まえ、通勤手当の見直しを行う。

2 改正内容

（１） 1 か月当たりの支給限度額

現 行	改 正 案
55,000 円	150,000 円

（２） 特別料金等に係る支給

ア 支給額は、支給限度額の範囲内における全額とする。

イ 以下の（ア）から（ウ）までの職員を支給対象に加える。

（ア）新規採用職員

（イ）定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員

（ウ）育児、介護等のやむを得ない事情により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員で、異動等により新幹線等による通勤を行う職員と同様に取り扱う必要があるもの

ウ 以下の（ア）及び（イ）の支給要件を廃止する。

（ア）新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり 30 分以上短縮されること

（イ）異動後の通勤時間が異動直前の 1.5 倍以上になること

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

単身赴任手当の見直しについて（案）

1 趣 旨

人材確保を図る観点等から、単身赴任手当の支給対象について見直しを行う。

2 改正内容

新規採用職員を支給対象に加える。

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

在宅勤務等手当の導入について（案）

1 趣 旨

在宅勤務に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減する観点から、在宅勤務等手当を導入する。

2 内 容

別紙「在宅勤務等手当制度について」のとおり

3 実施時期

令和7年4月1日

4 そ の 他

本導入に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

在宅勤務等手当制度について

項 目	内 容
1 支給要件等	○ 次の要件を全て満たす職員に支給する。 ① 在宅勤務を実施する職員の自宅又は在宅勤務を実施する職員が介護を行う要介護者の自宅等（所属長があらかじめ認める場合に限る。）において ② 正規の勤務時間（休暇等により勤務しない時間を除く。）の全部を勤務することを ③ 3か月以上の期間（※）について ④ 1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員 ※ 職員の通勤手当に関する規則第3条の2第1項で定める支給対象期間（4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで）の範囲で設定 ○ 月の初日において、停職、休職、専従休職、育児休業、公務災害、海外派遣及び配偶者同行休業の期間中にある職員は、当該月に係る手当を支給しない。
2 支給金額	○ 月額 3,000 円
3 支給日	○ 各月の給料の支給日
4 その他	○ 在宅勤務等手当が支給されている期間の通勤手当については、交替制勤務に従事する職員等の例により、1か月当たりの平均通勤所要回数分の運賃額を支給する。ただし、自転車等を利用している職員は、自転車等の使用距離の区分に応じて定める額から、100分の50を乗じて得た額を減じた額を支給する。 ○ 勤務1時間当たりの給料等の額に算入する手当に、在宅勤務等手当を追加する。 ○ 会計年度任用職員については、在宅勤務等手当に相当する報酬を第一種報酬として、常勤職員の例により支給する。

宿日直手当の改定について（案）

1 改定内容

区 分	勤務時間	現 行	改 定 案	改 定 額
管理宿直	5 時間以上	6,000 円	6,100 円	+100 円
	5 時間未満	3,000 円	3,050 円	+ 50 円
業務宿直	5 時間以上	6,600 円	6,700 円	+100 円
	5 時間未満	3,300 円	3,350 円	+ 50 円

（勤務 1 回の額）

2 実施時期

勧告給料表の実施時期以後に始まる宿日直勤務から適用

宿日直手当の見直しについて（案）

1 趣 旨

宿日直勤務の実態などを踏まえ、勤務時間に応じて手当額を決定する取扱いについて、見直しを行う。

2 改正内容

現 行			改 正 案	
区 分	勤務時間	金 額	区 分	金 額
管理宿直	5 時間以上	6,000 円	管理宿直	6,100 円
	5 時間未満	3,000 円		
業務宿直	5 時間以上	6,600 円	業務宿直	6,700 円
	5 時間未満	3,300 円		
医師宿直	5 時間以上	30,000 円	医師宿直	30,000 円
	5 時間未満	15,000 円		
(勤務 1 回の額)			(勤務 1 回の額)	

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日以後に始まる宿日直勤務から適用

超過勤務の免除に係る制度の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<u>3歳未満</u> の子	<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>

3 実施時期

令和7年4月1日

ただし、請求その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

法改正等に伴い、上記内容に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

フレックスタイム制の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の柔軟で多様な働き方を推進する観点から、フレックスタイム制における週休日の設定について、見直しを行う。

2 改正内容

週休日の追加に係る取扱いについて、以下のとおり見直す。

現 行	改 正 案
<u>4週間</u> ごとの期間につき1日限り	<u>1週間</u> ごとの期間につき1日限り

3 実施時期

令和7年4月1日

子どもの看護休暇の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、子どもの看護休暇の名称及び取得事由について、見直しを行う。

2 改正内容

	現 行	改 正 案
名 称	子どもの看護休暇	子どもの看護 <u>等</u> 休暇
取得事由	・看護 ・予防接種、健康診断	・看護 ・予防接種、健康診断 ・<u>行事参加（入園・入学式、卒園式等）</u> ・<u>感染症に伴う学級閉鎖等</u>

3 実施時期

令和7年4月1日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

法改正等に伴い、上記内容に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

子育て部分休暇制度の導入について（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、子育て部分休暇制度を導入する。

2 内 容

別紙「子育て部分休暇制度について」のとおり

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

ただし、請求その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

子育て部分休暇制度について

項 目	内 容
概 要	子※ ¹ を養育する職員から請求があった場合において、公務の運営に支障がない範囲で、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認
対 象 職 員	小学校※ ² 第三学年までの子を養育する職員（育児短時間勤務を行う職員、部分休業を取得することができる職員を除く。）
取 得 単 位	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内
その他の休暇等との関係	介護時間と同日に利用する場合は、1日につき合計で2時間以内
給 与	無給
昇 給	欠勤等として取り扱わない。
勤 勉 手 当 等	勤務期間の算定に当たり、日に換算し30日を超える場合には、その勤務しなかった期間を除算（期末手当・退職手当は除算せず。）

※1 職員と法律上の親子関係に準ずる子を含む。

※2 小学校に準ずる学校を含む。

夏季休暇の取得期間の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員のライフ・ワーク・バランスの一層の推進に向け、夏季休暇の計画的取得及び連続取得を促進するため、夏季休暇の取得期間を見直す。

2 改正内容

対 象 職 員	現 行	改 正 案
交替制勤務等職員	6 月 1 日から 10 月 31 日 まで	現行どおり
上記以外の全職員※	<u>7 月 1 日から 9 月 30 日</u> まで	<u>6 月 1 日から 10 月 31 日</u> まで

※ 会計年度任用職員を含む。

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る 取扱いの見直しについて（最終案）

1 趣 旨

現下の社会情勢に一層適応するため、都の会計年度任用職員の任用における実情等を踏まえつつ、報酬額の改定時期について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
○ 第一種報酬は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、前年度の報酬額を基準として、原則として、各年度の4月1日に常勤職員の給与の改定率により決定する。	○ 第一種報酬は、前年度の報酬額を基準として、原則として、各年度の4月1日に決定する。 ○ <u>ただし、常勤職員の給与に改定があった場合は、常勤職員の給与との権衡を考慮し、その改定時期に準じて、常勤職員の給与の改定率により決定することを基本とする。</u>

3 実施時期

令和6年12月1日以降に常勤職員の給与の改定が実施された場合に適用

4 そ の 他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

会計年度任用職員の超過勤務の免除に係る制度の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、見直しを行う。

2 改正内容

現 行	改 正 案
<u>3歳未満</u> の子	<u>小学校就学の始期に達するまで</u> の子

3 実施時期

令和7年4月1日

ただし、請求その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

法改正等に伴い、上記内容に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

会計年度任用職員の子どもの看護休暇の見直しについて（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、子どもの看護休暇の名称及び取得事由について、見直しを行う。

2 改正内容

	現 行	改 正 案
名 称	子どもの看護休暇	子どもの看護 <u>等</u> 休暇
取得事由	・看護 ・予防接種、健康診断	・看護 ・予防接種、健康診断 ・<u>行事参加（入園・入学式、卒園式等）</u> ・<u>感染症に伴う学級閉鎖等</u>

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

ただし、申請その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

法改正等に伴い、上記内容に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

会計年度任用職員への子育て部分休暇制度の導入について（案）

1 趣 旨

職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、会計年度任用職員に子育て部分休暇制度を導入する。

2 内 容

別紙「会計年度任用職員の子育て部分休暇制度について」のとおり

3 実施時期

令和 7 年 4 月 1 日

ただし、請求その他の手続は、別途通知する日から可能とする。

4 そ の 他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

会計年度任用職員の子育て部分休暇制度について

項 目	内 容
概 要	子 ^{※1} を養育する職員から請求があった場合において、公務の運営に支障がない範囲で、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認
対 象 職 員	小学校^{※2}第三学年までの子を養育する職員で、次の要件をいずれも満たす職員（部分休業を取得することができる職員を除く。） ・ 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上 ・ 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある
取 得 単 位	定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日につき2時間以内 ^{※3}
その他の休暇等との関係	介護時間と同日に利用する場合は、1日につき合計で2時間以内 ^{※3}
報 酬	無給
勤 勉 手 当 等	勤務期間の算定に当たり、日に換算し30日を超える場合には、その勤務しなかった期間を除算（期末手当は除算せず。）

※1 職員と法律上の親子関係に準ずる子を含む。

※2 小学校に準ずる学校を含む。

※3 1日の定められた勤務時間が7時間45分でない職員においては、1日の定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間以内